

議案第51号

北上市監査委員条例の一部を改正する条例

北上市監査委員条例（平成3年北上市条例第176号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2第3項</u> の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、その請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の2第3項</u> の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、その請求又は要求があつた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。